

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月19日
【会社名】	第一三共株式会社
【英訳名】	DAIICHI SANKYO COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥澤 宏幸
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員 児玉 智裕
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長奥澤宏幸及び上席執行役員児玉智裕は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合等、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を財務報告に係る内部統制により完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1)財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

(2)財務報告に係る内部統制の評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した事業拠点については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものは、全社的な内部統制同様、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した事業拠点以外のすべての事業拠点を評価の対象としております。それ以外の業務プロセスについては、重要な事業拠点の選定を行い、評価の範囲を決定いたしました。重要な事業拠点の選定にあたっては、当社グループの主たる事業が医薬品等の製造販売であり、連結ベースにおける事業拠点の規模を適切に表す指標として売上収益（連結会社間取引消去後）が適切であると判断いたしました。その上で、全社的な内部統制の評価結果が有効であることを踏まえ、各事業拠点の売上収益（連結会社間取引消去後）の金額の高い拠点から合算していき、連結売上収益の概ね2/3に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定いたしました。選定した事業拠点においては、医薬品等の製造販売という当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として売上収益、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、財務報告の信頼性に係るリスクが大きい取引に係る業務プロセス及び見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを重要性の大きい業務プロセスとして個別評価対象に追加しております。個別評価対象として追加した主なプロセスは以下のとおりです。

・退職給付会計、税務、棚卸資産評価、固定資産減損判定、引当金プロセス

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。